

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 4 回 相模原市防災会議「防災条例検討部会」				
事務局 (担当課)		危機管理課				
開催日時		平成 2 5 年 8 月 2 日 ( 金 ) 午前 1 0 時 0 0 分 ~ 1 2 時 0 0 分				
開催場所		消防指令センター 4 階 講堂				
出席者	委員	9 人 ( 別紙のとおり )				
	その他					
	事務局	6 人 ( 危機管理課長、他 5 人 )				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 議事 ( 1 ) 条例イメージ ( 案 ) について ( 2 ) 答申書について 3 その他 4 閉会				

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 1 開会

部会を開催するにあたり、事務局から会議資料について説明した。

### 2 議事

事務局から会議の公開の取扱いについて説明した。

全委員承認後、傍聴希望者の有無について座長から確認され、事務局より傍聴希望者がいない旨報告した。

(1) 条例イメージ(案)について

(2) 答申書について

事務局から防災条例のイメージについて説明した。

### 3 その他

委員により意見交換がされた。

平成26年度から自主防災組織へ可搬動力ポンプが随時配備され、初期消火を担うことで、消防団等に準ずる活動内容が求められる。災害補償の取扱いについて、今後の検討課題としてもらいたい。

避難所の開設について、「市立小学校及び中学校等を避難所として開設する。」と明記されているが、県立の学校の役割はどうなっているのか。また、避難所の準備、訓練について、市、学校及び避難所運営協議会で実施することになっているが、学校が特筆されている考えを伺いたい。

県立高校等は、全部ではないが火災延焼から一時的に身を守る広域避難場所として指定している。災害時に自宅で生活を送れない市民を受け入れるための避難所は、現在105箇所指定しており、その内訳は、小中学校102箇所、地域センター等3箇所となっている。学校が特筆されている考え方について、市と学校は、市長部局と教育機関で別組織として認識している。また、授業中に災害がある事を想定した訓練も実施しなければいけないので、学校と市、避難所運営協議会が一緒になり防災訓練を実施する考えで学校を加えている。

学校以外の公共施設、例えば消防指令センターは避難所にならないのか。

消防指令センターや区役所等は、あくまでも情報収集や指揮をする施設であり、市民が生活する避難所とは完全に分けている。市で平成18年度に実施した防災アセスメント調査では、最大の避難者数46,500人程と推計しており、避難所一箇

所の想定避難者は400人から500人であることから、避難者の受け入れについては105箇所の避難所で可能である。また、避難所の範囲を小中学校にすると市域を網羅されるため、他の施設は指定していない。

避難所である体育館に、避難者400人を受け入れると、体育館だけでは不足すると思われる。また避難所で、感染症が発生した事例もあり、避難場所を体育館のみとするのは難しい。しかし、学校教育の再開を優先して考えていくと、避難所として学校をどこまで開放するか検討が必要である。また、災害時、給食室は開放され、炊き出しができると思われているが、衛生上の問題があることや用具の使用方法が複雑なため、一般の方は使用できない。災害時は、調理員や業者が参集し対応することになっている。避難所運営協議会と学校とで、避難所として学校を利用するため、共通理解が必要である。

教室の利用など、事前に決めておかないと混乱が生じるため、避難所としての学校の利用方法について、マニュアルが必要である。

旧津久井地域の避難所も小中学校を指定しているが、小中学校から離れた場所に住む高齢者は避難所へ行けないのではないかと。

旧津久井地域では、距離的な問題もあるが、孤立する恐れのある地区については、孤立対策推進地区と位置づけ、その地区に必要な資機材など備蓄品を配備している。

非常時は、避難所として学校の校舎を全部開放するというのとは一つの考えだが、学校機能の回復を考えると開放できるのは体育館までである。また、災害時に給食室は利用できないことが想定されるため、屋外に災害用の調理場の設置が必要であり、全ての避難所への設置について考える必要がある。

市民の責務の共助で、「日ごろから市や地域等の防災訓練等の活動や自主防災組織に参加する」とあるが、防災訓練に関する情報について、自治会に入っていない人たちも得ることができるのか。情報を流すことも市の責務の情報の周知に入れた方がいいのではないかと。

「地域防災の日」を位置付けることとすると、この日はいつを想定しているのか。震災が起きた1月17日は防災とボランティアの日、9月1日は防災の日として国で定められている。また、3月11日も今後国で防災関係の日を位置づける可能性があるため、年度初めの時期はどうかと考えている。企業と学校の協力をいただける日も大事なポイントである。

地域防災の日で、「市民の防災会議」では特定のテーマを話し合うのか。

啓発用に防災に必要な取組みチェックリストを家庭向け、職場向け、学校向け、地域向けを作成し、それに基づいて、家族や職場の仲間などで、どれだけ防災の取組みができていないのか確認し合うようなことを、地域防災の日にちなみ、市内に周知

ができればいいのかと考えている。

その理由であれば9月1日でいいと思う。9月1日と1月17日の年に2回くらい徹底するとわかりやすい。関東大震災で被害を受けた場所とそうでない場所では違いがある。相模原市はあまり被害を受けてないと思うが、東京は被害が大きくインパクトがある。市民の防災会議などを行うにはインパクトが必要である。

市民の定義について、「市民等」が加わったが、広義と狭義の市民等があり、読む方は広義と狭義のどちらか分からない。本質的に読むと今回加えた「市民等」は少なく、広義の「市民等」が多い。狭義の「市民等」を他の言葉で定義し、「市民等」は市民と事業者、市内滞在者、市内通過者と決めておけば統一される。

中高層建築物等について、「等」を入れると低層の建築物も含まれ、全ての建築物が対象になってしまう。

「等」の使い方について、条文の項目に「等」は必要ないと思われる。例えば「災害に強い基盤の整備等」「避難所の開設等」の「等」である。「等」については、もう一回整理が必要である。

市民等の定義について、市民については条例の周知はできるが、市内の通過者に条例を周知するのは難しい。市民等の定義に市民と市内通過者を一緒にすることは難しいと思う。また、市内の通過者に相模原市の自助や共助を守ってもらうのは難しいが、市は、保護等を行わなければならない。その対応が非常に難しいと思う。

市民の責務については、市に居住している人が行うのは妥当であるが、災害時には市内を通過した人にも協力してもらうので、線を引く必要がある。また、在勤者と在学者で市外の方は、居住している市と両方の市の責務を負うことになる。

条例を多くの方に分かっていただくため、読みやすく分かりやすく作成することが必要である。また、児童クラブや学校の避難訓練は、防災頭巾を被って避難するだけなので、他の訓練の体験も必要である。

条例の内容を分かりやすく周知する方法について、よく検討することを答申書に盛り込むのはどうか。

防災条例は、今後の避難所運営マニュアルなど各種マニュアルにも影響すると思うので、文言一つ一つ大事にする必要がある。また、「等」については、整理が必要である。

#### 4 閉会

次回は8月29日(木)開催の予定。

以 上

防災条例検討部会 委員出欠名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	市川 宏雄	明治大学専門職大学院長 公共政策大学院ガバナンス研究科長 Ph.D ( 都市政策、都市地域計画 )	座長	出席
2	武井 弘吉	相模原市自治会連合会理事	副座長	欠席
3	大谷 静子	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら 代表理事		出席
4	田所 洋子	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会理事		出席
5	山重 ふみ子	相模原市公立小中学校長会役員		出席
6	笹野 章央	相模原市危機管理監		出席
7	出石 稔	関東学院大学法学部教授		欠席
8	鈴木 勇次	防災専門員 ( 上溝地区 )		出席
9	西本 敬	特定非営利活動法人 相模原ボランティア協会		出席
10	松井 潤	キャタピラージャパン株式会社相模事業所 相模総務グループマネージャー		欠席
11	菱中 了儀	公募委員		出席
12	堀口 眞	公募委員		出席